

長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付申請書

窓口提出日  
\*4月1日以降の日付

令和 年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者

注意：住所の書き方  
1~1 及び 1 の 1 は受け付けられません。

住 所 長崎市〇〇町1-1

注意：氏名の（ふりがな）必ず  
記入すること。\*押印不要

(ふりがな) まるまる まるまる  
氏 名 〇〇 〇〇

長崎市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、長崎市住宅リフォーム支援補助金の交付  
なお、申請  
市税等の納付  
関係機関に調査を行うことについて、同意します。

交付申請額（千円以下切捨てで記入）  
\*審査により交付決定金額が変わる場合があります

交付申請額	金 65,000 円
申出事項	申請する建物等に対して、本年度、他の制度に基づく補助（その予定及び無利子貸付金等を含む。）の有無 → 有（ ） ・ <input checked="" type="radio"/> 無 申請する建物等に対して、過去にこの補助金又は本市が行う類似の補助制度に基づく補助の有無 → <input checked="" type="radio"/> 有（H26年度：外壁塗装） ・ 無
添付書類	1 改修計画書（第2号様式） 4 工事内訳明細を示した見積書 5 住宅の全体及び改修工事の施工予定箇所の写真 6 手続を代理人が行う場合は委任状（第3号様式） 7 第2条第1項第4号に該当する場合は住宅改修工事に係る委任状（第3号様式の2）、改修工事を行う住宅の所有者の住所が分かる住民票の写し及び同所有者と補助対象者との続柄が分かる戸籍謄本 8 その他市長が必要と認める書類

有、無どちらかに○印をつける  
\*過去に補助を受けられている場合は申請できない場合があります。

\*金額の訂正は出来ません

次の項目の全てを確認し、チェック (☑) してください。

- 申請者は、次の各号のいずれかの者であって、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない者と

**全ての項目を確認し、該当する項目にチェック☑して下さい。**

(1) 改修工事を行う住宅を所有している者であって、その住宅に居住しているもの又は長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認めるもの

(2) 補助金の交付の申請をする時点で改修工事を行う住宅を所有する予定の者であって、長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅を所有し居住することが確実であると市長が認めるもの

(3) 住宅の所有者が死亡し、当該住宅が未相続の場合においては、当該所有者の2親等以内の親族のうちその住宅に居住しているもの又はその住宅に居住していない者であって長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認めるもの

(4) 住宅の所有者が、市長が特に認める事情により当該住宅を転出した場合又は申請が困難な場合であって、当該所有者と同居していた当該所有者の2親等以内の親族が引き続き当該住宅に居住するときは、当該親族のうち当該所有者から改修工事の委任を受けた者

- 補助対象住宅は、自己の用に供し、又は供する予定の本市内に存する住宅である。

- ※ マンション等の部分  
有する予定
  - ※ 店舗、供し、  
居住の用に
- 共有の場合は、共有者からの同意が必要
- 借地の場合は、貸主の同意が必要
- 未相続の場合は、他の権利者からの同意が必要

- 補助対象住宅が共有財産である場合、全ての共有者からの同意を得ている。

- 補助対象住宅の立地が借地である場合、貸主の同意を得ている。

- 補助対象住宅が未相続の場合、申請者は法定相続人であり、他の権利者の同意を得ている。

- ☑ 補助対象工事の施工業者は、本市内に本社を有する法人又は本市内に住所を有する個人である。
- ☑ 補助対象工事は、補助金の交付決定日から起算して90日以内に着工する。
- ☑ 補助対象工事は、下記の工事ではない。
  - 補助金の交付決定の前に着手した工事
  - 新築、増築及び改築工事
  - 下水道接続工事
  - 電話、インターネット等の配線工事
  - 公共工事の施行に伴う補償工事
  - 解体工事（補助対象工事に係る撤去等を除く）
- ☑ 補助対象経費は、20万円以上である。
- ☑ 補助対象経費は、補助金の交付決定の日以前に、本市の補助を受けている場合は、又は受けた年度から10年を経過したものを除く。
- ☑ 工事経費総額に備品に係る費用及び使途の明確でない費用は含まれていない。
- ☑ 補助金の交付の申請をする日以前に、長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱に基づく補助又は本市の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っていない。ただし、交付を受けた年度から10年を経過したものを除く。
- ☑ 補助事業完了の日（工事完了日又は工事代金の支払が分かる書類に記載された日のいずれか遅い日をいう。）から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の3月10日（その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日）のいずれか早い日までに実績報告書を提出する。

・過去10年間に於いて本市の補助を受けている場合は補助対象外となりますので、確認してください。

・期日までに実績報告書の提出が出来ない場合は補助金の交付は出来ません。